

No.1061 (2019. 6.25)

「子どもの貧困」の把握と対策

はじめに

I 「子どもの貧困」の性格と貧困率

II 日本の子どもの貧困問題と立法等の状況

III 直近の動向と課題

おわりに

キーワード：格差・貧困、貧困指標、相対的貧困率、子どもの貧困率

- 貧困の実態把握には、相対的貧困率を始めとする様々な貧困指標が用いられる。貧困指標にはそれぞれに特徴があり、これらを用いて多角的に貧困の把握が行われる。
- 子どもの貧困対策には、平成 25 (2013) 年に、議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌年には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。現在、同法や同大綱に基づき、様々な施策が展開されている。
- 現在、今後の大綱の見直しに向けた貧困指標の整備や体系化が検討されている。具体的な支援策の検討では、生活保護等の関連する制度や、国と地方自治体等との役割分担等にも留意しながら、適切な支援の形を議論することが重要である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

社会労働課 ほりうち ゆうと 堀内 雄斗

はじめに

格差・貧困の問題が、政策課題として注目されるようになって久しい。特に「子どもの貧困」¹の問題については、平成 25（2013）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）が議員立法により成立し、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）等により、様々な対策が行われてきた。現在、政府は、大綱を見直し、令和元（2019）年度内を目途に新たな大綱の策定を進めている。

本稿では、「子どもの貧困」の概念や、実態把握のための各種の指標について整理する。そして、子どもの貧困対策の現状について概観し、今後の課題を展望する。

I 「子どもの貧困」の性格と貧困率

1 「貧困」とは何か

「貧困」の捉え方については、様々な議論があり、普遍的に確立された定義があるわけではない。研究者の間では「貧困は、人々の生活状態を「あってはならない」と社会が価値判断することで「発見」されるもの」²といった考え方があり、これに従えば、何を「貧困」とみなすかは、社会の状況によって変わり得ることになる。

そうした「貧困」を判断する際の代表的な考え方に、「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある。絶対的貧困とは、身体の保持に最低限必要なものを欠いた状態を「貧困」と捉える考え方である³。一方で、相対的貧困とは、社会全体との比較の中で、一般的な社会生活の範囲から逸脱した状態を「貧困」とみなす考え方である⁴。こうした考え方を基に、統計や調査で測定可能な「指標」や「貧困基準」が考案され、具体的な貧困の実態把握に用いられている。

2 「子どもの貧困」の性格

「子どもの貧困」は、貧困問題の一側面であるとともに、子どもであることによる特有の性格を持つ。多くの場合「子どもの貧困」は、親等の貧困（大人の貧困）が反映して発生する現象であるため⁵、子ども自身には直接的に貧困に陥る原因はない。しかし、子どもである時期に貧困を経験することは、①経済的な困窮により生活に支障が生ずること、②子ども自身の発達や学力への悪影響、各種の機会の剥奪や孤立、自己肯定感の低下等、様々な不利や困難として問題化すること、③様々な不利や困難の蓄積を通じて、その子どもが大人になった後の貧困にも結び付く傾向があること等の特徴がある。こうした特徴のため、子どもの貧困対策は、教育、児童福祉、保健医療、住宅政策等の多元的な領域にまたがる、複合的な課題であると指摘され

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和元（2019）年 6 月 14 日である。

¹ 本稿では、貧困の把握の在り方が、社会状況によって変わり得ることを念頭に、概念の整理の部分において、鍵括弧付きの「子どもの貧困」の表記を用いた。ただし、具体的な対策についての部分では、鍵括弧を外した。

² 岩田正美『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護—』筑摩書房、2007、p.9。

³ 岩田正美「貧困」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版、2014、pp.4-7 等。

⁴ ただし、近年の議論では、「絶対的貧困」と「相対的貧困」は必ずしも明確に区別できないとされる（同上）。

⁵ ただし、親が困窮していなくても、子どもに資源が配分されないことで、様々な不利や困難が発生する可能性がある（埋橋孝文「「子どもの貧困」への総合的アプローチ」『Int'lecowk』72 巻 2 号、2017.2、pp.7-15）。

ている⁶。また、子どもの人権保障の問題である一方で、将来の貧困抑止のための「社会的な投資」としても注目されている⁷。

3 相対的貧困率と子どもの貧困率

(1) 貧困指標としての相対的貧困率の意味

貧困の把握のために使われる指標として、近年よく用いられるものに、相対的貧困率がある。これは、一定の生活水準を「貧困線」として設定して、それに満たない人の割合を示したものであり、通常、所得の格差を示す指標として用いられる⁸。

相対的貧困率は、世帯員1人当たりの可処分所得として、等価可処分所得（世帯の可処分所得の合計を世帯人員数の平方根⁹で除して求めた金額）を求め、この中央値¹⁰の金額の50%を貧困線として¹¹、その額に満たない人が、全体に対してどれくらいの割合かを計算したものである。等価可処分所得が貧困線に満たない18歳未満の子どもの割合を、「子どもの貧困率（子どもの相対的貧困率）」と呼ぶ。

(2) 日本の相対的貧困率と子どもの貧困率

政府統計による日本の相対的貧困率には、厚生労働省の国民生活基礎調査による数値と、総務省の全国消費実態調査による数値が存在する。両調査の相対的貧困率を比べた場合、一般に、国民生活基礎調査の方が高い値を示す傾向があるが¹²、政府は「どちらか一方を重視するというのではなく、それぞれの数値の傾向を見ることが重要である」との認識を示している¹³。

国民生活基礎調査を使用した相対的貧困率は、3年ごとに行われる大規模調査¹⁴の結果を基に発表される。平成27（2015）年の調査結果では、貧困線は122万円であり、相対的貧困率は15.7%、子どもの貧困率は13.9%となっている（表1）¹⁵。

全国消費実態調査を使用した相対的貧困率は、5年ごとに行われる調査結果を基に発表される。

⁶ 小西祐馬「乳幼児期の貧困と保育」秋田喜代美ほか編著『貧困と保育—社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ—』かもがわ出版、2016、pp.25-52；埋橋孝文「子どもの貧困とレジリエンス—8つの論点—」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える I—理論的アプローチと各国の取組み—』ミネルヴァ書房、2015、pp.13-27。

⁷ 例えば、日本財団は、子どもの貧困の改善による税収増加や社会保障の負担減少の推計を行っている（日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」2015.12。<<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2015/img/71/1.pdf>>）。

⁸ 本稿では、所得の相対的貧困率について述べるが、世帯の消費支出の相対的貧困率等、所得以外の「相対的貧困率」を計算する例もある（渡辺久里子「所得と消費から見た貧困の状況—貧困率と消費パターンの地域差に関する分析—」『貧困研究』13号、2014.11、pp.52-62）。

⁹ 一般に、世帯人員数が多い方が1人当たりの生活コストが割安になると考えられることから、これを調整するために、「世帯人員数」ではなく、「世帯人員数の平方根」で除す方法が用いられている。

¹⁰ 中央値とは、数値を大きさの順番に並べた時に、ちょうど中央にくる値をいう。

¹¹ なお、日本や経済協力開発機構（OECD）では中央値の50%を貧困線に用いているが、欧州連合（EU）等では中央値の60%を貧困線として、より広い範囲の人々を貧困層と捉えることがある。

¹² 両調査による値の違いは、調査方法や調査対象、回収率、標本の復元・補正方法の違いによって生じるのではないかと考えられている（内閣府ほか「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」2015.12.18。厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf>; 渡辺久里子・四方理人「第5章 日本における貧困率の推計」駒村康平編著『貧困』ミネルヴァ書房、2018、pp.51-62）。

¹³ 「参議院議員平山佐知子君提出子どもの相対的貧困率に関する質問に対する答弁書」（平成28年12月22日内閣参質192第112号） <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/192/touh/t192112.htm>>

¹⁴ 国民生活基礎調査には、3年ごとの大規模調査と、中間の各年に行われる簡易調査がある。

¹⁵ 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「平成28年 国民生活基礎調査の概況」2017.6.27、p.15。 <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>>

平成 26 (2014) 年の調査結果では、貧困線は 132 万円であり、相対的貧困率は 9.9%、子どもの相対的貧困率は 7.9%となっている (表 2)¹⁶。

いずれの調査でも、子どもの貧困率は、1990 年代以降、おおむね上昇傾向にあったが、直近の調査では前回調査に比べて割合が減少している。世帯類型別では、特に、いわゆる「ひとり親家庭」¹⁷の相対的貧困率が高いことが広く知られている。

表 1 国民生活基礎調査による相対的貧困率と子どもの貧困率の推移

調査対象年		1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
相対的貧困率 (%)		12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率 (%)		10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもが いる現役 世帯の相 対的貧困 率 (%)	全体	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
	大人が 1人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
	大人が 2人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線 (万円)		108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

(注 1) 1994 年の数値は、兵庫県を除いたもの。2015 年の数値は、熊本県を除いたもの。

(注 2) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

(出典) 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」2017.6.27, p.15. <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>> を基に筆者作成。

表 2 全国消費実態調査による相対的貧困率

調査年		1999	2004	2009	2014
相対的貧困率 (%)		9.1	9.5	10.1	9.9
子どもの相対的貧困率 (%)		9.2	9.7	9.9	7.9
世帯類型別 の相対的貧 困率 (%)	単身	21.5	19.6	21.6	21.0
	大人 1 人と子ども	62.7	59.0	62.0	47.7
	2 人以上の大人のみ	7.2	7.9	8.3	8.9
	大人 2 人以上と子ども	7.5	7.8	7.5	6.6
貧困線 (万円)		156	145	135	132

(注 1) 調査年の前年 12 月から調査年の 11 月までの 1 年間の収入が調査対象とされる。

(注 2) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいう。

(出典) 総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査 所得分布等に関する結果 結果の概要」2016.10.31, p.5. <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo5.pdf>> を基に筆者作成。

(3) 相対的貧困率の限界

所得を基に計算された相対的貧困率は、世帯の資産・負債の状況や、学習支援や保育といった現物サービスの支給、各世帯における世帯員の構成や、疾病や障害によるニーズの有無等を

¹⁶ 総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査 所得分布等に関する結果 結果の概要」2016.10.31, p.5. <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo5.pdf>>

¹⁷ 一般に「ひとり親家庭」とは、母子・父子世帯等、大人が 1 人の子育て世帯を指す。なお、両調査における「大人が 1 人」の世帯には、祖父母と同居する場合等、大人が複数いる場合は含まれないことに留意が必要である。

考慮しない。そのため、所得に表れない生活環境については、相対的貧困率では分からない。

また、調査ごとに貧困線が変動するため、例えば社会全体で所得が減少し、過去の調査における貧困線に満たない人が増えた場合でも、貧困線が低下することにより、相対的貧困率は上昇しないことがある。また、貧困層が、その内部で更に困窮度を増した場合にも、貧困線に満たない人の人数が変わらなければ、相対的貧困率には影響しないことがある¹⁸。

このように、相対的貧困率は所得格差を測る代表的な指標の1つであるが、そこから判断できることには一定の限界がある。貧困線以下の人々の貧困の程度や、具体的な生活面への影響については、別の調査・統計を併せて参照する必要がある。

4 相対的貧困率以外の貧困に関する指標

貧困の把握には、様々な指標が活用される。こうした指標を、仮に、所得や資産の格差を示す「金銭的指標」と、物資の欠乏や機会の剥奪等を示す「非金銭的指標」として整理する。

金銭的指標としては、相対的貧困率のほかに、ジニ係数¹⁹、貧困ギャップ²⁰等がある²¹。また、エンゲル係数²²も、貧困の指標として扱われる場合がある。

非金銭的指標の例としては、物質的剥奪指標（物質的剥奪率）がある。物質的剥奪指標とは、その国で典型的に保持・享受するものとされている財・サービスの欠如を示す指標である。生活の質を把握するために用いられ、例えば「1日3食食べることができるか」、「冷蔵庫を持っているか」等の項目を調査し、一定数以上の項目に該当しない人の割合によって示される²³。また、貧困による健康リスクの高まり（「子どもの虫歯の治療状況」等）や、社会参加への困難（「身近な相談相手の有無」等）、世代を超えて貧困が継承される「貧困の連鎖」の状況等を調査し、その結果を広く貧困・社会的排除²⁴を示す指標として用いることがある。後述する日本の子どもの貧困対策では、子どもの進学率や中退率といった指標が利用されている。

特に非金銭的指標は、金銭的指標に比べて、具体的な貧困状況の把握が可能となるが、その社会や文化によって、貧困の測定として妥当と判断される指標は異なる。また、物質的剥奪指標は、EU等での統計はあるが²⁵、日本の政府統計では調査が行われていない²⁶。

¹⁸ 増田雅暢「子どもの貧困率をめぐる課題」『週刊社会保障』2736号, 2013.7.22, pp.32-33; 阿部彩「貧困と社会的排除の測定」『社会と調査』14号, 2015.3, pp.12-19.

¹⁹ 所得や資産の格差を示す指標。0から1までの値を取り、値が大きいほど不平等で格差が大きいことを意味する。

²⁰ 貧困層の所得が、貧困線をどの程度下回っているかを示す指標。相対的貧困率では貧困とされる人々の困窮度合が不明なのに対して、貧困ギャップでは貧困の深さを測る指標とされる。

²¹ 府川哲夫「様々な統計による格差」『統計』66巻5号, 2015.5, pp.40-44等を参照。

²² 消費支出に占める食料費の割合を示す。一般に、値が高まるほど生活が困窮しているとされる。ただし、近年のエンゲル係数の動向については、共働き世帯の増加による総菜等の割高な食品の購入量の増加や、消費者の食に対する意識の変化による変動の可能性が指摘されており、指標の評価には注意が必要である（本川裕「統計から社会の実情を読み取る（第74回）エンゲル係数の再上昇をめぐって」『ESTRELA』282号, 2017.9, pp.20-23）。

²³ 「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について（案）」（子供の貧困対策に関する有識者会議（第3回）資料3）2017.3.23, p.5. 内閣府ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisyu/k_3/pdf/s3.pdf> 等を参照。

²⁴ 「社会的排除」とは、人々が困窮等によって「社会への参加が阻害された状況」に着目する考え方である（近藤倫子「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）政策の展開—我が国と諸外国の実践から—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ダイバーシティ（多様性）社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料2016-3）2017.2, pp.15-30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310073_po_20170203.pdf?contentNo=1> 等を参照）。

²⁵ “People at risk of poverty or social exclusion.” *Statistics Explained*, 2019.1. Eurostat website <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/People_at_risk_of_poverty_or_social_exclusion>

²⁶ 国立社会保障・人口問題研究所は「生活と支え合いに関する調査」において、過去1年に食料や衣服が買えなかつ

II 日本の子どもの貧困問題と立法等の状況

1 子どもの貧困に関する立法に向けた動き

子どもの貧困率の推移を見る限り、1990年代までの日本に、子どもの貧困が無かったわけではない²⁷。しかし、子どもの貧困問題が、政治的な課題として捉えられるようになったのは、主に2000年代に入ってからである²⁸。平成18(2006)年のOECDによる経済審査報告書では、日本の子どもの貧困率がOECD平均より高い水準にあると指摘された²⁹。平成20(2008)年には保護者が保険料を払えないため国民健康保険に入れない「無保険の子ども」問題³⁰に注目が集まり、子どもの貧困に関する図書も複数刊行された³¹。平成21(2009)年には厚生労働省が初めて相対的貧困率と子どもの貧困率を公表し³²、その水準の高さが話題となった³³。

同じ頃から、親を亡くした子ども等の支援を行う「あしなが育英会」や、研究者や弁護士らにより結成された「「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク」により、子どもの貧困対策の立法を求める運動が展開された。平成25(2013)年には、生活扶助基準の見直し(同年度から3年間での段階的な支給額引下げが問題とされた)等も背景としながら、市民運動の動きと並行する形で、与野党による子どもの貧困対策のための議員立法の準備が進められた³⁴。

2 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25(2013)年の第183回国会では、民主党・みんなの党・生活の党・社会民主党による野党案³⁵と、自由民主党・公明党による与党案³⁶が、それぞれ議員立法として提出された。両案は与野党の修正協議を経て、衆議院厚生労働委員長提出法案として一本化され³⁷、同年6月に、衆参両院ともに全会一致で可決成立した。成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」という。)は、平成26(2014)年1月17日に施行された³⁸。

た経験の有無等、剥奪状態に関する調査を行っているが、「物質的剥奪率」等の指標化は行っていない。

²⁷ 1990年代以前の子どもの貧困については、相澤真一ほか『子どもと貧困の戦後史』青弓社、2016等を参照。

²⁸ 2000年代に入って貧困問題が注目された背景には、1990年代後半以降、格差に関する論争や、ホームレス、ネットカフェ難民、ワーキングプアや年越し派遣村といった問題に注目が集まったことや、平成20(2008)年のリーマン・ショック等の不況の影響等がある。子どもの領域においても、教育と階層の再生産の問題が注目されていた(荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ—学歴主義と平等神話の戦後史—』中央公論社、1995等)。

²⁹ 同報告書では、2000年時点でのOECD平均の子どもの貧困率は12.2%であるのに対して、日本の子どもの貧困率は14.3%とされた(OECD, *Economic Surveys: Japan 2006*, 2006, p.113)。

³⁰ 中川秀空「国民健康保険の現状と課題」『レファレンス』703号, 2009.8, pp.86-90. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998382_po_070304.pdf?contentNo=1>

³¹ 例えば、浅井春夫ほか編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』明石書店、2008; 山野良一『子どもの最貧国・日本—学力・心身・社会におよぶ諸影響—』光文社、2008; 阿部彩『子どもの貧困—日本の不公平を考える—』岩波書店、2008等。

³² 厚生労働省「相対的貧困率の公表について」2009.10.20. <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>>

³³ 「「貧困率」日本15% 主要国で最悪レベル 政府が独自算出」『読売新聞』2009.10.20, 夕刊; 「貧困率 07年は15.7% 政府算出 初めて公表」『朝日新聞』2009.10.20, 夕刊等。

³⁴ 鷹咲子「子どもの貧困対策—制度化の経緯と今後の課題—」法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』87集, 2017, pp.38-66; 「子どもの貧困率改善へ 新法検討 民主、議員立法で」『朝日新聞』2013.2.23; 「子どもの貧困対策 自公が法案提出へ 貧困率目標は示さず」『朝日新聞』2013.5.15。

³⁵ 「子どもの貧困対策法案」(第183回国会衆法第19号)

³⁶ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律案」(第183回国会衆法第20号)

³⁷ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律案」(第183回国会衆法第24号)

³⁸ 「法令解説 教育を受ける機会を保障し、「貧困の連鎖」を断ち切るための「子どもの貧困対策法」の制定」『時

子どもの貧困対策法は、総則（第1条～第7条）、基本的施策（第8条～第14条）、子どもの貧困対策会議（第15条、第16条）の本則3章と附則により構成されている。総則のうち、第1条では、法律の目的を、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」と定めた³⁹。国は、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされ（第3条）、地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされた（第4条）。政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないとされた（第7条）。

基本的施策については、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならないとされ（第8条）、各都道府県も、子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされた（第9条）。また、国及び地方公共団体は、教育の支援（第10条）、生活の支援（第11条）、保護者に対する就労の支援（第12条）、経済的支援（第13条）、調査研究（第14条）について、必要な施策を講ずるものとされた。

また、内閣府に内閣総理大臣を会長とする子どもの貧困対策会議が設置された。子どもの貧困対策会議の事務は、大綱の案を作成すること、また子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進することと定められた（第15条、第16条）。

3 子供の貧困対策に関する大綱

子どもの貧困対策法第8条に基づいて、平成26（2014）年8月29日に、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）⁴⁰が閣議決定された⁴¹。

大綱は「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことを目的としている⁴²。また、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」、「第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する」等の10項目の基本的な方針と、子供の貧困率等の25の「子供の貧困に関する指標」が示された（表3）。

大綱では当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等、多岐にわたる施策を示している（表4）。具体的な施策としては、例えば教育の支

の法令』1938号、2013.9.30、pp.23-35；湯澤直美「「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定経緯と今後の課題」『貧困研究』11号、2013.12、pp.50-60。

³⁹ 本節における条文は、令和元（2019）年に行われた法改正前のものである。法改正後の内容については後述する。

⁴⁰ 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）<<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>> なお、子どもの貧困対策法では「子ども」の表記が用いられているが、大綱では法律名等を除き「子供」の表記が使用されている。この表記の違いについては、「法令上の用語と意味を異にするものではない。」とされている（同、p.v）。

⁴¹ 大綱策定の過程では、有識者らによる「子どもの貧困対策に関する検討会」で、「大綱案に盛り込むべき事項（意見の整理）」がまとめられ、パブリックコメントの募集が行われた。その後、大綱案は子どもの貧困対策会議でまとめられ、閣議決定に至った（子どもの貧困対策に関する検討会「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」2014.6.20。内閣府ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/bosyu/pdf/20140620_seiri.pdf>）。

⁴² 「子供の貧困対策に関する大綱」前掲注(40)、p.2。

援として、スクールソーシャルワーカー⁴³の配置充実、所得連動返還型奨学金制度⁴⁴の導入等がある。大綱は社会経済情勢の変化や施策の実施状況等を踏まえ、5年ごとを目途に見直しを検討するとされた。

表3 「子供の貧困対策に関する大綱」における「子供の貧困に関する指標」

<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 ・生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 ・生活保護世帯に属する子供の就職率 ・児童養護施設の子供の進学率及び就職率 ・ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） ・ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 ・スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率 ・就学援助制度に関する周知状況 ・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子） ・ひとり親家庭の親の就業率 ・子供の貧困率 ・子供がいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率
--

（注）本表は、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）から、「第3子供の貧困に関する指標」の部分について、見出しのある項目の標題を抜き出したものである。子どもの貧困対策会議（第2回）での内閣府の少子化・青少年対策審議官の説明によると、指標の数は25とされる。各項目に複数の指標が含まれる場合があるため、本表の項目数とは一致しない（「子どもの貧困対策会議第2回議事録」2014.8.29. 内閣府ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_2/pdf/gijiroku.pdf>）。

（出典）内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）<<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>> を基に筆者作成。

4 大綱策定後の主な動き

(1) すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

子どもの貧困対策会議は、平成27（2015）年12月に、新たな支援充実策として「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（以下「実現プロジェクト」⁴⁵という。）を取りまとめた⁴⁶。実現プロジェクトは、子どもの貧困対策のうち、主にひとり親家庭等⁴⁷に対する生活、学習、就労、住宅等の支援策をまとめた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」と、児童虐待対策に関する「児童虐待防止対策強化プロジェクト」から成り立っている。また、複数の事業について、KPI（Key Performance Indicator: 成果目標）が設定された。

⁴³ 問題を抱える児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、学校・関係機関等の関係構築、連携・調整、保護者、教職員等に対する支援、相談等を行う専門職（黒川直秀「「チームとしての学校」をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』947号, 2017.3.9, p.4. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10311896_po_0947.pdf?contentNo=1>）。

⁴⁴ 奨学金について、毎月の返還額を一定額とせず、卒業後の所得水準に応じて決める制度。

⁴⁵ 厚生労働省のウェブサイトによれば、プロジェクトの通称を「親と子どもたち一人ひとりのための「こどもの成長支援プロジェクト」」、愛称を「親と子どもたち一人ひとりのための「すくすくサポート・プロジェクト」（略称：すくサポ）」としている（「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称・ロゴマーク等について」厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113317.html>>）。

⁴⁶ 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）（子どもの貧困対策会議（第4回）資料2）内閣府ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_4/pdf/s2.pdf>

⁴⁷ ただし、具体的な施策には、教育費負担の軽減や、学習支援等の項目で、対象をひとり親家庭や多子世帯の子どもに限定していない施策が含まれている。

また、実現プロジェクトに関連して、平成 28（2016）年の第 190 回国会では、児童扶養手当について第 2 子以降の加算額を倍増すること等を主な内容とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 37 号）と、児童虐待の発生予防や被虐待児童に対する支援に関連した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）が成立した。

(2) 子供の未来応援国民運動

大綱の基本的な方針では「官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する」

表 4 「子供の貧困対策に関する大綱」における「指標の改善に向けた当面の重点施策」

1 教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開 学校教育による学力保障／学校を窓口とした福祉関連機関等との連携／地域による学習支援／高等学校等における就学継続のための支援 (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上 (3) 就学支援の充実 義務教育段階の就学支援の充実／「高校生等奨学金給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減／特別支援教育に関する支援の充実 (4) 大学等進学に対する教育機会の提供 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援 (5) 生活困窮世帯等への学習支援 (6) その他の教育支援 学生のネットワークの構築／夜間中学校の設置促進／子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供
2 生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保護者の生活支援 保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の健康確保／母子生活支援施設等の活用 (2) 子供の生活支援 児童養護施設等の退所児童等の支援／食育の推進に関する支援／ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援 (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 関係機関の連携 (4) 子供の就労支援 ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／親の支援のない子供等への就労支援／定時制高校に通学する子供の就労支援／高校中退者等への就労支援 (5) 支援する人員の確保等 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化／相談職員の資質向上 (6) その他の生活支援 妊娠期からの切れ目ない支援等／住宅支援
3 保護者に対する就労の支援	親の就労支援／親の学び直しの支援／就労機会の確保
4 経済的支援	児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し／ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討／母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大／教育扶助の支給方法／生活保護世帯の子供の進学時の支援／養育費の確保に関する支援
5 その他	国際化社会への対応 ^(注2)

(注 1) 本表は、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）から、「第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策」の部分について、見出しのある項目の標題を抜き出したものである。

(注 2) 大綱では、「国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。」としている。

(出典) 内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）pp.10-21. <<http://www8.cao.go.jp/kodomohinon/pdf/taikou.pdf>> を基に筆者作成。

ことを掲げており、平成 27 (2015) 年 4 月には、官民共同による「子供の未来応援国民運動」⁴⁸の開始が発表された。同運動の趣意書では「国民運動事業の例」として、「国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開」、「支援活動と支援ニーズのマッチング事業」、「優れた応援事例の収集・情報提供・顕彰」、「支援情報の一元的な集約・情報提供」及び「民間資金を核とする基金創設の検討」の 5 例が挙げられた⁴⁹。同年 10 月には、「子供の未来応援基金」への募金受入れが開始された⁵⁰。

令和元 (2019) 年 6 月現在、子供の未来応援基金は独立行政法人福祉医療機構が管理しており、事務局は内閣府、文部科学省、厚生労働省及び同機構によって構成される⁵¹。基金により「未来応援ネットワーク事業」⁵²が行われており、その支出については、民間有識者らから成る子供の未来応援基金事業審査委員会において、支援策の公募及び選定が行われている。

(3) 地方公共団体による計画策定

子どもの貧困対策法第 9 条により、都道府県には子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務になっている。内閣府のまとめによれば、全ての都道府県において、都道府県計画が策定されている⁵³。また、市町村にはこうした努力義務はないが、一部の市町村では、独自に子どもの貧困対策に関する計画を策定している場合がある⁵⁴。

III 直近の動向と課題

1 子どもの貧困対策法の改正

平成 31 (2019) 年 1 月には、子どもの貧困対策法は施行から 5 年が経過した。これを契機に、超党派の議員連盟は、子どもの貧困対策法改正の検討に入った⁵⁵。同年の第 198 回国会では、衆議院内閣委員長提出法案として「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」(第 198 回国会衆法第 13 号)が提出され、衆参両院ともに全会一致で可決成立した。

法改正は、「目的に、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総

⁴⁸ 同運動は、安倍晋三内閣総理大臣を始めとする政府、地方公共団体、経済界・労働組合、マスコミ、支援団体等の代表者が発起人となって設立された(「子供の未来応援国民運動」発起人集会)内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kokuminundou/syukai.html>>。

⁴⁹ 「子供の未来応援国民運動 趣意書」2015.4.2. 同上 <<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kokuminundou/pdf/kokumin.pdf>>

⁵⁰ 平成 30 (2018) 年 12 月末時点の合計寄付額は約 10 億 3057 万円、寄付件数は 8,834 件(うち法人 549 件)である。(子供の未来応援国民運動推進事務局「子供の未来応援基金第 3 回未来応援ネットワーク事業採択結果について」2019.1. p.15. 同上 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net_kekka3.pdf>)

⁵¹ 平成 29 (2017) 年 10 月 30 日までは、基金は日本財団に設置されていた。新たな管理団体の公募が行われ、同年 11 月から、福祉医療機構に移管された(子どもの貧困対策会議「子供の未来応援国民運動の推進について(案)」(子どもの貧困対策会議(第 5 回)資料 1) 2017.8.31. 同上 <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_5/pdf/s1.pdf>)

⁵² 貧困の子どもに寄り添った支援活動を行う NPO 法人等に対して支援を行う事業。平成 31 (2019) 年 1 月に行われた審査の時点では、全国の 71 団体に対して支援を行っている(子供の未来応援国民運動推進事務局 前掲注(50), p.3)。

⁵³ 都道府県によって、子どもの貧困対策の単独計画を策定する場合と、他の総合計画の中に子どもの貧困対策を盛り込む場合がある(「都道府県子どもの貧困対策計画の策定状況」内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei.html>>)。

⁵⁴ 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「平成 29 年度 地域における子供の貧困対策の実施状況及び実施体制に関する実態把握・検証報告書」2018.3, p.8. <<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h29/pdf/s2-1.pdf>>

⁵⁵ 「子ども貧困対策 市町村も」『東京新聞』2019.1.8.

合的に推進すること」等を理由として行われた⁵⁶。主な改正点としては、法律の目的（第1条）では、子どもの将来だけでなく「子どもの現在」も対象であることを明示し、生活の支援（第11条）を「生活の安定に資するための支援」に、保護者に対する就労の支援（第12条）を「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」に、それぞれ改正している。さらに、子どもの貧困対策についての計画の策定に関する努力義務が、都道府県に加えて、各市町村についても課せられることとなった。なお、同法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

法改正に当たって、当事者や支援団体から、子どもの貧困率等に関する改善目標を設定すべきとの意見があり、議員連盟でも議論されたが、改正法案には盛り込まれなかった⁵⁷。

2 子どもの貧困に関する指標をめぐる議論と大綱の見直し

大綱で示された25の指標は、主に進学率といった子どもの教育に関する指標と、職員配置や制度の広報状況の指標、ひとり親の就労状況の指標、子どもの貧困率といった所得に関する指標に大別できる。その課題として、①家庭における生活水準や健康に関する指標が少ないこと、②施策の充実度等の、子どもの現状を示す指標ではないものが含まれていること、③生活保護受給世帯、ひとり親家庭、児童養護施設の子どものに関する指標が多く、それ以外の子どもに関する指標が少ないこと等が指摘されている⁵⁸。また、政府統計がない物質的剥奪指標等について、新たに調査すべきとの意見がある⁵⁹。

平成29（2017）年3月に、政府は、子どもの貧困に関する指標の見直しの方向性を示した⁶⁰。具体的には、子どもの貧困対策法や大綱における政策目標別に、把握すべき状況を設定し、それぞれに対応した指標を選定する「指標の体系化」を行い、既存の指標を整理し、大綱上の指標として追加することが望ましい新たな指標の例を示している。新たな指標の例としては「朝食欠食児童・生徒の割合」や「相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいない人の割合」等の、健康・生活習慣の把握や、社会的つながりの把握に関する指標が挙げられている（表5）⁶¹。また、物質的剥奪指標については、新たな指標としては取り上げていないが、中期的な課題として引き続き研究を行うとしている。

政府の「指標の体系化」は、現在の法律や大綱における目標等を基に整理しているものである。一方で、大綱については、妊娠期や乳幼児期からの切れ目のない支援の充実が必要との意見もある⁶²。先の法改正による理念の見直し等も踏まえ、今後、必要とされる施策の構成が変われば、必要な指標も変わり得る。政府は、令和元（2019）年度内を目途に、新たな大綱を策定する方針を示しており⁶³、今後、大綱の見直しにおける指標の取扱いについても注目される。

⁵⁶ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」衆議院ウェブサイト <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19805013.htm>

⁵⁷ 「子の貧困 数値目標削除 超党派議連 法改正案まとめる」『東京新聞』2019.4.26.

⁵⁸ 子どもの貧困指標検討チーム「子どもの貧困指標—研究者からの提案—」『子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究—平成27年度総括研究報告書—厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）—』2016, p.17.

⁵⁹ 同上

⁶⁰ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」2017.3.31. <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_shihyou/pdf/shihyou_minaoshi.pdf>

⁶¹ 新たな指標の例として示された指標は、当面、大綱の指標を補完する参考指標として位置付けられている。

⁶² 小西 前掲注(6), pp.44-47等。

⁶³ 「子供の貧困対策見直し」『読売新聞』2018.11.28; 「子どもの貧困、大綱見直し」『毎日新聞』2018.11.28.

表5 政府の検討する「指標の体系化」における「子供の貧困に関する指標（案）」

目標分野	把握すべき状況	指標
教育の 機会均等	就学等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の子供の就園率（保育所、幼稚園） 子供の進学率 （生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設） 高等学校中退率（生活保護世帯、全世帯）
	学習習熟度	<ul style="list-style-type: none"> 学力に課題のある子供の割合
	就学環境の整備 （子供の貧困対策の関 連施策の実施状況を示 すもの）	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の貸与を認められた者の割合 就学援助制度の周知状況 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置
健やかな 成育環境	健康・生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> 朝食欠食児童・生徒の割合
	社会とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> 相談相手が欲しいひとり親の割合 必要な頼れる相手がいない人の割合
	保護者の就労状況	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親の就業率 ひとり親家庭の親の正規雇用の割合
	所得	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合 ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 相対的貧困率

（注1）ゴシック体で示した部分は、現行指標に追加すべき新たな指標の例。

（注2）低所得世帯の状況等のきめ細かい状況の把握や、健やかな成育環境の確保等における指標の更なる充実等については、引き続き検討するとしている。

（出典）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」2017.3.31, p.6. <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_shihyou/pdf/shihyou_minaoshi.pdf> を基に筆者作成。

3 生活保護・生活困窮者支援制度等の見直しとの関係

平成30（2018）年の第196回国会では、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）が成立した。子どもの貧困問題に関係した改正項目としては、子どもの学習支援事業の強化や、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際に一時金を支給する「進学準備給付金」を創設すること、児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回から年6回に変更）⁶⁴等が含まれている。

また、同法とは別に、平成30（2018）年10月から令和2（2020）年10月までの予定で、生活保護基準⁶⁵の見直しが段階的に行われている。子どもの貧困に直接関連する部分では、児童養育加算の支給期間の拡大と支給額の見直し⁶⁶や、教育扶助の対象品目の拡大及び実費支給上限額の拡大、母子加算の減額等が行われる。生活保護基準の見直しについては、有子世帯に不利な見直しも含まれており、社会保障審議会の部会の報告書では、見直しに当たって、「子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮することを求めたい」⁶⁷としている。見直しの影響の分析や、今後の動向が注視される。

⁶⁴ 児童扶養手当の支給回数見直しは、令和元（2019）年11月支給分から実施される予定である。

⁶⁵ 「生活保護基準」とは、主に「生活保護法」（昭和25年法律第144号）第8条第1項に基づき厚生労働大臣が定める基準である「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）を指す。

⁶⁶ 児童養育加算は、児童手当制度の創設に伴い、子どもの教養文化的経費や健全育成に資するための経費等の特別な需要に対応するものとして創設された生活扶助の加算制度である。従来は児童手当の額と同額が、中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月末）まで支給されていた。見直しにより、支給期間が高等学校等修了（18歳に達する日以後の最初の3月末）まで延長される一方で、3歳未満の子どもに対する支給額は減額となる見込みである。

⁶⁷ 社会保障審議会生活保護基準部会「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」2017.12.14, p.33. 厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000188380.pdf>

4 地方公共団体や民間による子どもの貧困対策

地方公共団体による子どもの貧困対策のうち、学校給食の実施や、就学援助制度⁶⁸については、地方公共団体ごとに実施状況にばらつきがあることが指摘されている⁶⁹。また、スクールソーシャルワーカー等の配置では、非常勤職員として複数の学校を担当するケースが多いとされている。地方公共団体によっては、財政上の問題等から、配置が進んでおらず⁷⁰、専門スタッフを安定的に確保する仕組みや、教員等との連携・協力体制の構築が課題となっている⁷¹。

また、地方公共団体や民間団体においては、困窮家庭の子どもに対する学習支援や、いわゆる「子ども食堂」⁷²の活動等の、「居場所づくり」を目的に掲げる取組が注目されている。国は、地方公共団体を通じた補助や、子供の未来応援基金を活用した事業による支援を行っているほか、地方公共団体も独自に補助を行っている場合がある⁷³。ただし、国や地方公共団体の補助では、助成条件が設定され、対象者が親の所得水準によって峻別される場合があり、運営団体が活動する際の自由度が狭まることもあると指摘されている⁷⁴。

おわりに

本稿では、貧困の概念や代表的な指標と、子どもの貧困対策の動向を、国の主要な政策を中心に整理してきた。直近の調査結果では、子どもの貧困率の低下も見られるが、依然、多くの子どもが貧困の状況にあるとされており、今後の継続的な取組が必要とされている。

子どもの貧困は、子ども特有の特徴を持ちつつも、「大人の貧困」の一側面でもあり、子どもの貧困率は、直接的には保護者の所得を反映した指標である点には注意が必要である。子育て世帯全体への支援の在り方や、生活保護・生活困窮者自立支援制度等、関連領域の動向についても注視する必要がある。また、地方公共団体、民間団体等の取組に対する国の補助の在り方なども、今後の論点になり得る。現代の貧困が持つ様々な側面に注意しつつ、貧困問題に対する価値判断の在り方を議論し、適切な支援の形を検討していくことが重要であろう。

⁶⁸ 「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第19条等に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒に対して市町村が実施する支援制度。生活保護を受給する要保護者と、市町村教育委員会が認定する準要保護者に対して、学用品費や給食費等が支給される。

⁶⁹ 鷹 前掲注(34)等。

⁷⁰ 平成29(2017)年度のスクールソーシャルワーカーの配置人数は、2,041人とされる(「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)に記載した25の指標の現状」(子供の貧困対策に関する有識者会議(第9回)資料4)2018.12.3, p.2. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_9/pdf/s4.pdf>)。

⁷¹ 黒川 前掲注(43), pp.4-5。

⁷² 「子ども食堂」とは、地域の子どもに対して無料又は低額で食事を提供する取組を指す。湯浅誠東京大学特任教授によれば、地域の交流の場となることを目指す「共生食堂」と、貧困家庭の子どもの課題発見やケアを軸とする「ケア付食堂」の2類型に大別される(湯浅誠『「なんとかする」子どもの貧困』KADOKAWA, 2017, pp.75-85)。

⁷³ 平成30(2018)年度の調査では、国が8件(子供の未来応援基金は含まない)、地方公共団体が219件の施策を実施している(「国及び地方公共団体による「子供の居場所づくり」を支援する施策調べについて」2018.7.25, p.2. 内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/shien/pdf/about.pdf>>)。

⁷⁴ 田幡秀之「こども食堂、継続に課題もー全国400カ所以上に急増ー運営者らがシンポジウム」『厚生福祉』6300号, 2017.2.3, pp.10-13。